

豊前豊後沿岸海岸保全基本計画

海岸保全施設整備基本計画（案）

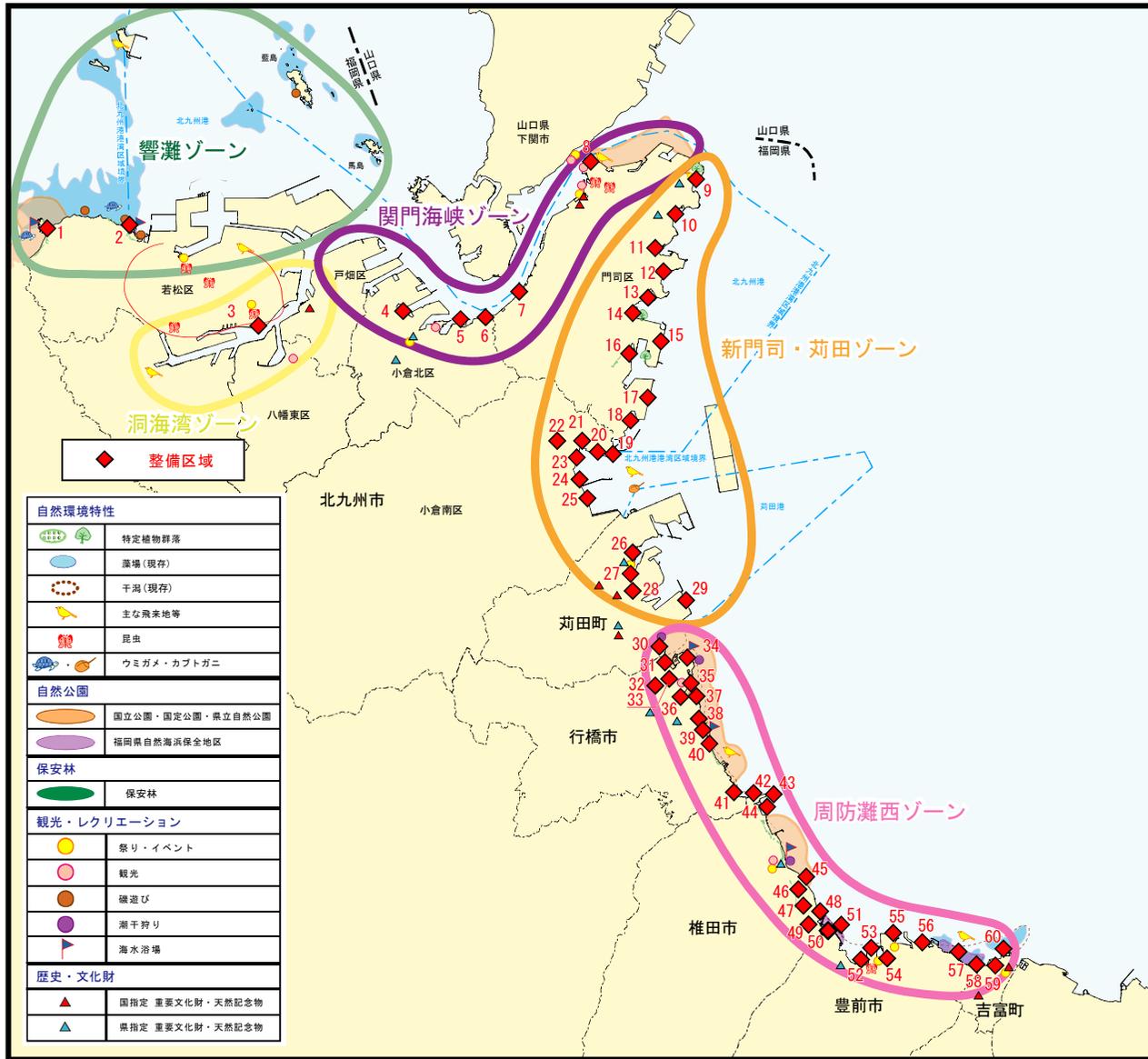
～ひとと自然の調和を図り、

安全で美しく、いきいきした海岸へ～

令和 8年●月一部改訂

福 岡 県

大 分 県



響灘ゾーン		周防灘西ゾーン	
1	岩屋漁港海岸	30	苅田海岸 (白石)
2	鷹田漁港海岸	31	行橋海岸 (行橋)
洞海湾ゾーン		32	行橋海岸 (辰)
3	北九州港海岸 (藤ノ木)	33	行橋海岸 (文久)
関門海峡ゾーン		34	養島漁港海岸
4	北九州港海岸 (東港町)	35	養島干拓海岸
5	北九州港海岸 (末広町)	36	行橋海岸 (今井・文久)
6	北九州港海岸 (赤坂)	37	杵尾漁港海岸
7	北九州港海岸 (新町)	38	行橋海岸 (長井北)
8	北九州港海岸 (大久保及び和布刈)	39	長井漁港海岸
新門司・苅田ゾーン		40	行橋海岸 (長井)
9	北九州港海岸 (青浜)	41	行橋海岸 (稲童)
10	北九州港海岸 (白野江)	42	椎田海岸 (八津田)
11	北九州港海岸 (大積)	43	西八田漁港海岸
12	北九州港海岸 (喜多久)	44	八津田漁港海岸
13	柄杓田漁港	45	椎田干拓海岸
14	北九州港海岸 (地蔵面)	46	椎田海岸 (椎田)
15	北九州港海岸 (新門司北)	47	椎田海岸 (西角田)
16	北九州港海岸 (今津及び津村島)	48	西角田漁港海岸
17	北九州港海岸 (新門司南)	49	豊前海岸 (角田)
18	北九州港海岸 (浦中蓮花石)	50	豊前海岸 (松江)
19	小倉海岸 (練崎)	51	松江漁港海岸
20	小倉海岸 (磯崎)	52	宇島港豊前海岸 (八屋)
21	小倉海岸 (吉田)	53	宇島港豊前海岸 (八屋)
22	小倉海岸 (沼)	54	八屋漁港海岸
23	小倉海岸 (大浜)	55	宇島港豊前海岸 (宇島)
24	小倉海岸 (新田)	56	宇島漁港海岸
25	小倉海岸 (新田・朽網 (曾根))	57	宇島港豊前海岸 (三毛門沓川)
26	苅田港海岸 (苅田)	58	吉富海岸 (界木)
27	苅田港海岸 (浜)	59	吉富海岸 (吉富)
28	苅田港海岸 (南原)	60	吉富漁港海岸
29	苅田港海岸 (新浜町)		

注) 海岸所管区分: 農林水産省 (農村振興局)、農林水産省 (水産庁)、国土交通省 (水管理国土保全局)、国土交通省 (港湾局)、共管とした

海岸保全施設を整備しようとする区域一覧 (福岡県)

海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域：（福岡県 1/5）

海岸保全施設を整備しようとする区域				海岸保全施設の種類、規模及び配置等 ^{注1)}								受益の地域		整備の方向性		維持又は修繕の方法
ゾーン名	海岸番号	海岸管理者(所管)	地区海岸名	種類	新設◎ 改良○	施設規模(現況)		施設規模(計画:H28年)		施設規模(計画:R8年) 2100年時点 ^{注2)}		地域	状況	防護政策	配慮事項	
						延長(m)	代表天端高(T.P.m)	延長(m)	代表天端高(T.P.m)	延長(m)	代表天端高(T.P.m)					
響灘	1	福岡県北九州市(水産庁)	岩屋漁港海岸	護岸	○	784	3.9~2.7	784	3.9~2.7	784	5.0	北九州市若松区	住宅地、森林	高潮対策	気候変動を考慮した防護水準の見直しの結果を踏まえ、老朽化した護岸等の整備を行う際に、国定公園に指定されている海域環境や景観に配慮しつつ、必要に応じて気候変動対策を図る。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 潜堤・人工リーフは、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				潜堤・人工リーフ		100	1.3	100	1.3	-	-					
				標識灯		2基	-	2基	-	-	-					
	2	福岡県北九州市(水産庁)	脇田漁港海岸	潜堤・人工リーフ		250	1.3~2.3	250	1.3~2.3	-	-	北九州市若松区	住宅地、森林	高潮対策	気候変動を考慮した防護水準の見直しの結果を踏まえ、老朽化した護岸等の整備を行う際に、ウミガメの上陸・産卵が行われている海域環境に配慮しつつ、必要に応じて気候変動対策を図る。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 突堤・潜堤・人工リーフは、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				護岸	○	194	3.7	194	3.7	194	5.0					
				突堤		150	-	150	-	-	-					
				付帯施設		1式	-	1式	-	-	-					
				取付道		28	-	28	-	-	-					
	標識灯		2基	-	2基	-	-	-								
	洞海湾	3	福岡県北九州市(港湾局)	北九州港海岸藤ノ木地区	護岸	○	2,058	1.49	2,058	2.00	2,058	2.5	北九州市若松区	工業用地、住宅地、道路	高潮対策	老朽化した施設の改良・補修等により、必要な防護機能の確保に努める。
関門海峡	4	福岡県北九州市(港湾局)	北九州港海岸東港町地区	護岸	○	1,357	2.2~3.5	1,357	2.2~3.4	1,640	3.5	北九州市小倉北区	工業用地	高潮対策	老朽化した海岸保全施設の改良・補修等により、必要な防護機能の確保に努める。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	5	福岡県北九州市(港湾局)	北九州港海岸末広町地区	護岸		802	3.6~4.3	802		802	3.6~4.3			高潮対策	老朽化した海岸保全施設の補修等により、必要な防護機能の確保に努める。	
	6	福岡県北九州市(港湾局)	北九州港海岸赤坂地区	護岸		1,089	3.45	1,089		1,089	3.45	北九州市小倉北区	工業用地、公共用地	高潮対策	施設の補修等により、背後の遊歩道(公共用財産)の防護に必要な機能確保に努めるとともに、背後の土地利用に併せて利便性の向上を図る。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	7	福岡県北九州市(港湾局)	北九州港海岸新町地区	護岸		600	4.55	600		600	4.55	北九州市門司区	公共用地	高潮対策	海岸保全施設の補修等により、必要な防護機能の確保に努めるとともに、背後の土地利用に併せて利便性の向上を図る。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	8	福岡県北九州市(港湾局)	北九州港海岸大久保及び和布刈地区	護岸	○	1,880	3.16~5.36	1,880		2,000	3.7~4.7	北九州市門司区	公共用地、工業用地、住宅地	高潮対策	和布刈神社の行事や景観に十分配慮しながら、浸食対策や遊歩道(公共用財産)の防護に必要な機能確保に努める。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	9	福岡県北九州市(港湾局)	北九州港海岸青浜地区	護岸	○	692	5.76	692	5.0~9.0	692	5.9	北九州市門司区	住宅地、農地	高潮対策	施設の改良・補修等により、必要な防護機能の確保に努める。また利用面への配慮を検討し、親水性・利便性の向上を図る。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
新門司・苅田	10	福岡県北九州市(港湾局)	北九州港海岸白野江地区	護岸	○	1,852	5.51~8.26	1,852		1,852	7.7	北九州市門司区	住宅地、農地、公有地	高潮対策	施設の改良・補修等により、必要な防護機能の確保に努めるとともに、背後の土地利用に併せて利便性の向上を図る。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	11	福岡県北九州市(港湾局)	北九州港海岸大積地区	護岸	○	243	5.66	243	5.0~9.0	543	5.7	北九州市門司区	住宅地、道路、農地	高潮対策	二取線について防護面での機能を十分評価した上で、その取り扱いを検討するとともに、必要な防護機能の確保に努める。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	12	福岡県北九州市(港湾局)	北九州港海岸喜多久地区	護岸	○	355	6.2	355		355	6.4	北九州市門司区	住宅地、農地、森林	高潮対策	施設の改良・補修等により、必要な防護機能の確保に努めるとともに、海浜を活用しながら親水性・利便性の向上を図る。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	13	福岡県北九州市(水産庁)	柄杓田漁港	護岸	○	696	4.5~3.9	696	4.5~3.9	696	7.0	北九州市門司区	住宅地、森林	高潮対策	気候変動を考慮した防護水準の見直しの結果を踏まえ、老朽化した護岸等の整備を行う際に、背後地の状況等を考慮しながら、必要に応じて気候変動対策を図る。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。

注1) 海岸保全施設の規模、種類については、周辺住民や海岸利用者の意向、社会経済情勢や技術開発の進捗等に留意し決定する。
 注2) 記載している代表天端高は、気候変動を踏まえた2100年時点の計画外力を基に算出した。なお、気候変動の予測の変化等に応じて、今後、代表天端高を見直すことがある。

海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域：（福岡県 2/5）

海岸保全施設を整備しようとする区域				海岸保全施設の種類、規模及び配置等 ^{注1)}						受益の地域		整備の方向性		維持又は修繕の方法	
ゾーン名	海岸番号	海岸管理者(所管)	地区海岸名	種類	新設◎ 改良○	施設規模(現況)		施設規模(計画:H28年)		施設規模(計画:R8年) 2100年時点 ^{注2)}		地域	状況		防護政策
						延長(m)	代表天端高(T.P.m)	延長(m)	代表天端高(T.P.m)	延長(m)	代表天端高(T.P.m)				
新門司・苅田	14	福岡県北九州市(港湾局)	北九州港海岸 地蔵面地区	護岸、突堤、潜堤、養浜	○	1,372	6.76	1,372		1,372	6.76	北九州市門司区	道路、学校、公共用地	高潮対策	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 突堤・潜堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 養浜は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、土砂収支の変化に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	15	福岡県北九州市(港湾局)	北九州港海岸 新門司北地区	護岸	○	3,061	4.96~5.96	3,061		3,061	6.8	北九州市門司区	工業用地、港湾	高潮対策	施設の改良・補修等により、必要な防護機能の確保に努めるとともに、港湾活動への支障がないように、土地利用に併せた施設整備を図る。
		福岡県北九州市(港湾局)		胸壁	○	600	4.2~4.5	600		600	4.9				
	16	福岡県北九州市(港湾局)	北九州港海岸 今津及び津村島地区	護岸、胸壁	○	411	3.46~3.96	—		740	4.6~4.8	北九州市門司区	住宅地	高潮対策	二線堤について防護面での機能を十分評価し、周辺の土地利用に併せた防護ラインを検討のうえ、施設の新設・改良により、必要な防護機能の確保に努める。 胸壁は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	17	福岡県北九州市(港湾局)	北九州港海岸 新門司南地区	護岸	○	1,985	6.46	1,985		1,985	7.1	北九州市門司区	工業用地、港湾工業用地	高潮対策	施設の改良等により必要な防護機能の確保に努めるとともに、港湾活動への支障がないように、土地利用に併せた施設整備を図る
	18	福岡県北九州市(港湾局)	北九州港海岸 浦中蓮花石地区	護岸	○	812	3.5~5.5	812		972	5.0	北九州市門司区	住宅地、道路	高潮対策	二線堤について防護面での機能を十分評価した上で、その取り扱いを検討するとともに、施設の新設・改良により、必要な防護機能の確保に努める。防護面では特に住宅地前面の無堤区間に留意する。
	19	福岡県(水管理・国土保全局)	小倉海岸 練崎地区	堤防	○	450	4.05	450	6.2	450	7.0	北九州市小倉南区	住宅地、工業用地	高潮対策	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	20	福岡県(水管理・国土保全局)	小倉海岸 磯崎地区	堤防	○	1,150	6.2	1,150	6.2	1,150	7.0	北九州市小倉南区	農地	高潮対策	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	21	福岡県(水管理・国土保全局)	小倉海岸 吉田地区	堤防	○	1,888	6.2	1,888	6.2	1,888	7.0	北九州市小倉南区	農地、住宅地、公共用地	高潮対策	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	22	福岡県(水管理・国土保全局)	小倉海岸 沼地区	堤防	○	380	4.75	380	6.2	380	7.0	北九州市小倉南区	公共用地、市街地	高潮対策	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	23	福岡県(水管理・国土保全局)	小倉海岸 大浜地区	堤防	○	2,770	6.2	2,770	6.2	2,770	7.0	北九州市小倉南区	住宅地、工業用地、農地、公共用地	高潮対策	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	24	福岡県(水管理・国土保全局)	小倉海岸 新田地区	堤防	○	820	6.2	820	6.2	820	7.0	北九州市小倉南区	住宅地、農地	高潮対策	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	25	福岡県(水管理・国土保全局)	小倉海岸 新田・朽網(曾根)地区	堤防	○	1,670	6.2	1,670	6.2	1,670	7.0	北九州市小倉南区	住宅地、農地	高潮対策	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	26	福岡県(港湾局)	苅田港海岸 苅田地区	護岸	○	2,022	6.17	2,022	6.2	2,022	7.7	苅田町	工業用地、公共用地	高潮対策	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
27	福岡県(港湾局)	苅田港海岸 浜地区	護岸	○	1,078	6.17	1,078	6.2	1,078	7.7	苅田町	工業用地、公共用地	高潮対策	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
28	福岡県(港湾局)	苅田港海岸 南原地区	護岸	○	1,720	6.17	1,720	6.2	1,720	7.7	苅田町	工業用地、公共用地	高潮対策	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
29	福岡県(港湾局)	苅田港海岸 新浜町地区	護岸	○	2,543	6.17	2,543	6.2	2,543	7.7	苅田町	工業用地、公共用地	高潮対策	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
30	福岡県(水管理・国土保全局)	苅田海岸 白石地区	堤防	○	3,627	6.2	3,627	6.2	3,627	7.2	苅田町	住宅地、農地	高潮対策	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	

注1) 海岸保全施設の規模、種類については、周辺住民や海岸利用者の意向、社会経済情勢や技術開発の進捗等に留意し決定する。
注2) 記載している代表天端高は、気候変動を踏まえた2100年時点の計画外力を基に算出した。なお、気候変動の予測の変化等に応じて、今後、代表天端高を見直すことがある。

海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域：（福岡県 3/5）

海岸保全施設を整備しようとする区域				海岸保全施設の種類、規模及び配置等 ^{注1)}								受益の地域		整備の方向性		維持又は修繕の方法
ゾーン名	海岸番号	海岸管理者(所管)	地区海岸名	種類	新設◎ 改良○	施設規模(現況)		施設規模(計画:H28年)		施設規模(計画:R8年) 2100年時点 ^{注2)}		地域	状況	防護政策	配慮事項	
						延長(m)	代表天端高(T.P.m)	延長(m)	代表天端高(T.P.m)	延長(m)	代表天端高(T.P.m)					
周防灘西	31	福岡県(水管理・国土保全局)	行橋海岸 行橋地区	堤防	○	3,742	6.2	3,742	6.2	3,742	7.2	行橋市	住宅地、農地	高潮対策	県立自然公園に指定されており、海城環境や景観に配慮しながら、施設の改良・補修等により、必要な防護機能の確保に努める。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	32	福岡県(水管理・国土保全局)	行橋海岸 辰地区	堤防	○	1,762	6.2	1,762	6.2	1,762	7.2	行橋市	住宅地、農地	高潮対策	県立自然公園に指定されており、海城環境や景観に配慮しながら、施設の改良・補修等により、必要な防護機能の確保に努める。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	33	福岡県(水管理・国土保全局)	行橋海岸 文久地区	堤防	○	1,692	5.2	1,692	6.2	1,692	7.2	行橋市	住宅地、農地、 公共用地	高潮対策	県立自然公園に指定されており、海城環境や景観に配慮しながら、施設の改良・補修等により、必要な防護機能の確保に努める。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	34	福岡県行橋市 (水産庁)	葦島漁港海岸	護岸	○	2,141	4.48~7.2	2,141	6.2	2,141	7.2	行橋市	住宅地、森林	高潮対策	気候変動を考慮した防護水準の見直しの結果を踏まえ、老朽化した護岸等の整備を行う際に、背後地の状況等を考慮し必要に応じて気候変動対策を図る。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 陸開は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				昇降路		2箇所	—	2箇所	—	—	—					
				階段		3箇所	—	3箇所	—	—	—					
				陸開		1箇所	—	3箇所	—	—	—					
	35	福岡県(農村振興局)	葦島干拓海岸	堤防	○	1,340	7	1,340	5.0~8.0	1,340	7.2	行橋市	住宅地、農地、 公共用地	高潮対策	県立自然公園に指定されており、海城環境や景観に配慮しながら、高潮等による浸水被害に対する防護機能の確保に努める。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	36	福岡県(水管理・国土保全局)	行橋海岸 今井・文久地区	堤防	○	592	5.2	592	6.2	592	7.2	行橋市	住宅地、農地	高潮対策	県立自然公園に指定されており、海城環境や景観に配慮しながら、天然の消波機能を有する前面砂州を保全・活用しつつ施設の改良により、必要な防護機能の確保に努める。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	37	福岡県行橋市 (水産庁)	杵尾漁港海岸	護岸	○	746.3	4.8	746.3	4.8	746	7.2	行橋市	住宅地、森林	高潮対策	気候変動を考慮した防護水準の見直しの結果を踏まえ、老朽化した護岸等の整備を行う際に、背後地の状況等を考慮し必要に応じて気候変動対策を図る。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 陸開は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
排水溝					5箇所	—	5箇所	—	—	—						
陸開					6箇所	—	6箇所	—	—	—						
38	福岡県(水管理・国土保全局)	行橋海岸 長井北地区	護岸、突堤、養浜	○	378	5.34	378	6.2	378	7.0	行橋市	住宅地、森林、農地	高潮対策	県立自然公園に指定されており、海城環境や景観に配慮しながら、隣接する長井漁港海岸と連携し、必要な防護機能の確保に努め、海水浴場としての利便性の向上を図る。	突堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 養浜は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、土砂収支の変化に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
39	福岡県行橋市 (水産庁)	長井漁港海岸	護岸	○	380	5.2	380	5.2	380	7.0	行橋市	住宅地、農地	高潮対策	気候変動を考慮した防護水準の見直しの結果を踏まえ、老朽化した護岸等の整備を行う際に、背後地の状況等を考慮し必要に応じて気候変動対策を図る。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 陸開は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 離岸堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
			離岸堤		310	3.4	310	3.4	—	—						
			昇降路		2箇所	—	2箇所	—	—	—						
			陸開		2箇所	—	2箇所	—	—	—						
40	福岡県(水管理・国土保全局)	行橋海岸 長井地区	護岸	◎	230	—	300	6.2	300	7.0	行橋市	住宅地、森林、農地	高潮対策	県立自然公園に指定されており、海城環境や景観に配慮しながら、施設の新設・改良により、必要な防護機能の確保に努めるとともに、区域内にある林野庁所管の防潮堤と一体的な機能の発揮に努める。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
41	福岡県(水管理・国土保全局)	行橋海岸 稲重地区	堤防	○	1,040	3.9	1,040	6.2	1,040	7.0	行橋市	住宅地、農地、 公共用地	高潮対策	前面の干潟の保全に配慮しつつ、施設の新設・改良により、必要な防護機能の確保に努める。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	

注1) 海岸保全施設の規模、種類については、周辺住民や海岸利用者の意向、社会経済情勢や技術開発の進捗等に留意し決定する。
注2) 記載している代表天端高は、気候変動を踏まえた2100年時点の計画外力を基に算出した。なお、気候変動の予測の変化等に応じて、今後、代表天端高を見直すことがある。

海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域：（福岡県 4/5）

海岸保全施設を整備しようとする区域				海岸保全施設の種類、規模及び配置等 ^{注1)}								受益の地域		整備の方向性		維持又は修繕の方法
ゾーン名	海岸番号	海岸管理者(所管)	地区海岸名	種類	新設◎ 改良○	施設規模(現況)		施設規模(計画:H28年)		施設規模(計画:R8年) 2100年時点 ^{注2)}		地域	状況	防護対策	配慮事項	
						延長(m)	代表天端高(T.P.m)	延長(m)	代表天端高(T.P.m)	延長(m)	代表天端高(T.P.m)					
周防灘西	42	福岡県(水管理・国土保全局)	椎田海岸 八津田地区	堤防	○	3,440	6.2	3,440	6.2	3,440	7.0	築上町	住宅地、農地	高潮対策	老朽化した海岸保全施設の改良・補修等により必要な防護機能の確保に努める。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	43	福岡県築上町(水産庁)	西八田漁港海岸	2号堤防	○	140	5.9	140	5.9	140	7.0	築上町	住宅地、農地	高潮対策	気候変動を考慮した防護水準の見直しの結果を踏まえ、老朽化した護岸等の整備を行う際に、背後地の状況等を考慮し必要に応じて気候変動対策を図る。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				3号堤防	○	122.3	2.9~4.1 1.2~2.2	122	2.9~4.1 1.2~2.2	122	7.0					
	44	福岡県築上町(水産庁)	八津田漁港海岸	8号堤防	○	280	2.1	280	2.1	280	7.0	築上町	住宅地、農地	高潮対策	気候変動を考慮した防護水準の見直しの結果を踏まえ、老朽化した護岸等の整備を行う際に、背後地の状況等を考慮し必要に応じて気候変動対策を図る。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				C護岸	○	60	2.1	60	2.1	60	7.0					
				6号堤防	○	40	2.1	40	2.1	40	7.0					
				2号堤防	○	150	2.1	150	2.1	150	7.0					
				3号堤防	○	170	2.1	170	2.1	170	7.0					
				4号堤防	○	115	3.2	115	3.2	115	7.0					
				1号堤防	○	140	3.5	140	3.5	140	7.0					
	45	福岡県(農村振興局)	椎田干拓海岸	堤防	○	4,563	7	4,563	5.0~8.0	4,563	7.0	築上町	住宅地、農地	高潮対策	高潮等による浸水被害に対する防護機能の確保に努める。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	46	福岡県(水管理・国土保全局)	椎田海岸 椎田地区	堤防	○	1,924	6.2	1,924	6.2	1,924	7.0	築上町	住宅地、農地	高潮対策	二線堤であり環境対策での要望があるため、住民と防護面での機能を十分評価した上で、その取り扱いを検討する。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	47	福岡県(水管理・国土保全局)	椎田海岸 西角田地区	堤防	○	1,390	6.2	1,390	6.2	1,390	7.0	築上町	住宅地、農地	高潮対策	老朽化した海岸保全施設の改良・補修等により必要な防護機能の確保に努める。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	48	福岡県築上町(水産庁)	西角田漁港海岸	2号堤防	○	166	4.2	166	4.2	166	7.0	築上町	住宅地、農地	高潮対策	気候変動を考慮した防護水準の見直しの結果を踏まえ、老朽化した護岸等の整備を行う際に、背後地の状況等を考慮し必要に応じて気候変動対策を図る。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
3号堤防				○	300	4.2	300	4.2	300	7.0						
49	福岡県(水管理・国土保全局)	豊前海岸 角田地区	堤防	○	342	6.2	342	6.2	342	7.0	豊前市	住宅地、農地	高潮対策	老朽化した海岸保全施設の改良・補修等により必要な防護機能の確保に努める。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
50	福岡県(水管理・国土保全局)	豊前海岸 松江地区	堤防	○	1,230	6.2	1,230	6.2	1,230	7.0	豊前市	住宅地、農地	高潮対策	自然海浜保全地区に指定されており、海城環境や景観に配慮しながら、老朽化した海岸保全施設の改良・補修等により必要な防護機能の確保に努める。また、区域間にある林野庁所管の防潮堤と一体的な機能の発揮に努める。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
51	福岡県豊前市(水産庁)	松江漁港海岸	堤防	○	459	5.1~8.2	459	5.1~8.2	459	7.5	豊前市	住宅地、農地	高潮対策	老朽化した海岸保全施設の改良・補修等により必要な防護機能の確保に努める。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
52	福岡県(水管理・国土保全局)	宇島港豊前海岸 八屋地区	堤防	○	284	6.2	284	6.2	284	7.5	豊前市	住宅地、農地	高潮対策	老朽化した海岸保全施設の改良・補修等により必要な防護機能の確保に努める。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
53	福岡県(港湾局)	宇島港豊前海岸 八屋地区	堤防	○	2,087	6.2	2,087	6.2	2,087	7.5	豊前市	工業用地、公共用地	高潮対策	老朽化した海岸保全施設の改良・補修等により必要な防護機能の確保に努める。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	

注1) 海岸保全施設の規模、種類については、周辺住民や海岸利用者の意向、社会経済情勢や技術開発の進捗等に留意し決定する。
 注2) 記載している代表天端高は、気候変動を踏まえた2100年時点の計画外力を基に算出した。なお、気候変動の予測の変化等に応じて、今後、代表天端高を見直すことがある。

海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域：（福岡県 5/5）

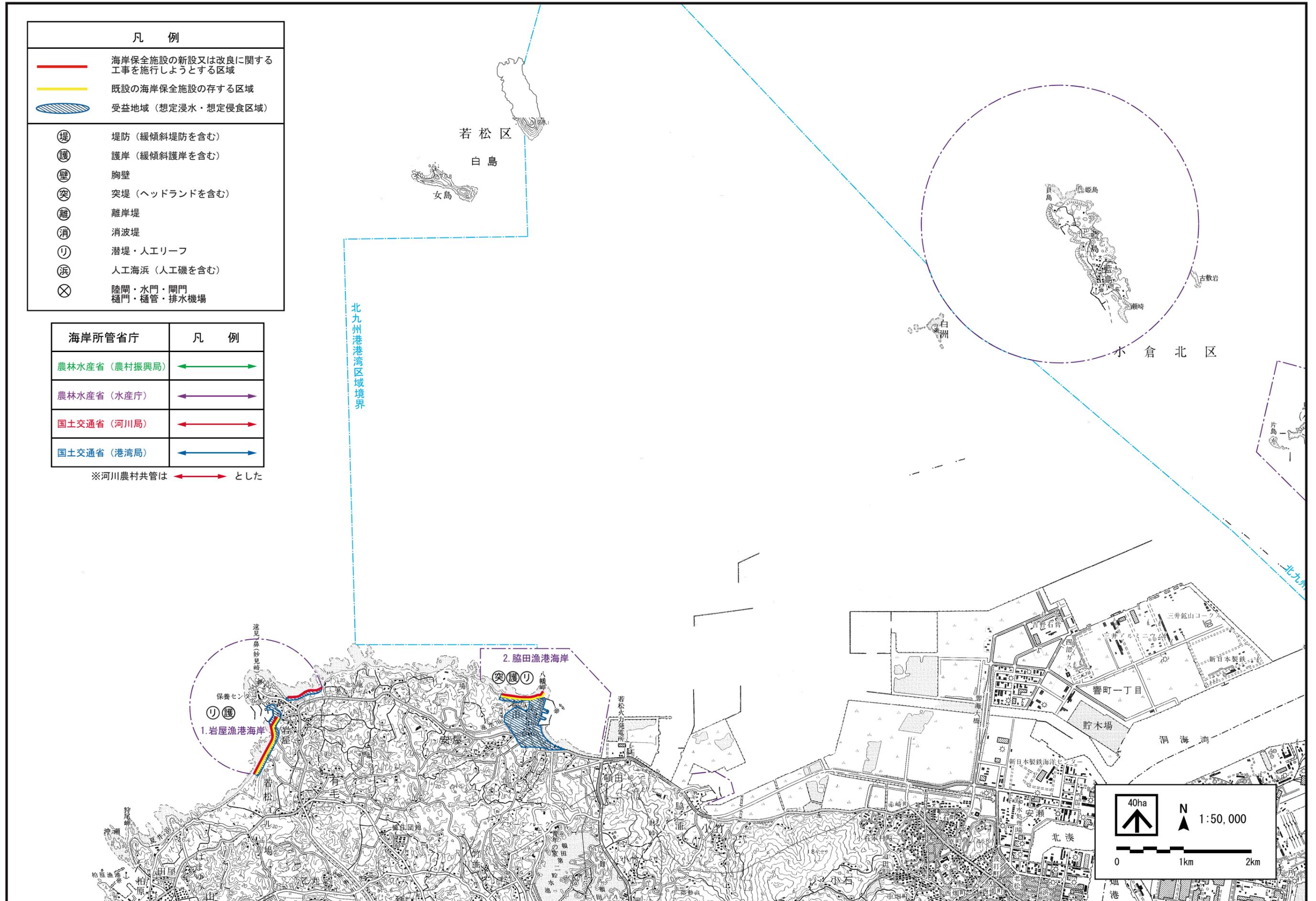
海岸保全施設を整備しようとする区域				海岸保全施設の種類、規模及び配置等 ^{注1)}								受益の地域		整備の方向性		維持又は修繕の方法
ゾーン名	海岸番号	海岸管理者(所管)	地区海岸名	種類	新設◎ 改良○	施設規模(現況)		施設規模(計画:H28年)		施設規模(計画:R8年) 2100年時点 ^{注2)}		地 域	状 況	防護政策	配慮事項	
						延長 (m)	代表天端高(T.P.m)	延長 (m)	代表天端高(T.P.m)	延長 (m)	代表天端高(T.P.m)					
周防灘西	54	福岡県豊前市(水産庁)	八屋漁港海岸	堤防	○	512	5.0~7.8	512	5.0~7.8	512	7.5	豊前市	住宅地、農地	高潮対策	老朽化した海岸保全施設の改良・補修等により必要な防護機能の確保に努める。	護岸・堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				護岸	○	658	5.2~6.8	658	5.2~6.8	658	7.5					
	55	福岡県(港湾局)	宇島港豊前海岸 宇島地区	堤防	○	2,324	6.19	2,324	6.2	2,324	7.5	豊前市	工業用地、公共用地	高潮対策	老朽化した海岸保全施設の改良・補修等により必要な防護機能の確保に努める。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	56	福岡県(水産庁)	宇島漁港海岸	堤防	○	1,140.5	7.8	—	—	1,140.5	7.8	豊前市	住宅地、農地	高潮対策	背後地の状況等を考慮し、被災リスクの高い箇所や更新時期を踏まえた海岸保全施設の整備を図る。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	57	福岡県(水管理・国土保全局)	宇島港豊前海岸 三毛門沓川地区	堤防	○	2,196	6.2	2,196	6.2	2,196	7.5	豊前市	住宅地、農地	高潮対策	老朽化した海岸保全施設の改良・補修等により必要な防護機能の確保に努める。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	58	福岡県(水管理・国土保全局)	吉富海岸 界木地区	堤防	○	365	6.34	365	6.2	365	7.5	吉富町	住宅地、農地	高潮対策	老朽化した海岸保全施設の改良・補修等により必要な防護機能の確保に努める。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	59	福岡県(水管理・国土保全局)	吉富海岸 吉富地区	堤防	○	705	6.27	705	6.2	705	7.5	吉富町	住宅地、農地	高潮対策	老朽化した海岸保全施設の改良・補修等により必要な防護機能の確保に努める。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
60	福岡県吉富町(水産庁)	吉富漁港海岸	堤防	○	1,260	6.2	1,260	6.2	1,260	7.5	吉富町	農地、工業用地	高潮対策	老朽化した護岸等の整備を行う際に、背後地の状況等を考慮し必要に応じて対策を図る。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	

注1)海岸保全施設の規模、種類については、周辺住民や海岸利用者の意向、社会経済情勢や技術開発の進捗等に留意し決定する。
 注2)記載している代表天端高は、気候変動を踏まえた2100年時点の計画外力を基に算出した。なお、気候変動の予測の変化等に応じて、今後、代表天端高を見直すことがある。

凡 例	
	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	受益地域（想定浸水・想定侵食区域）
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	消波堤
	潜堤・人工リーフ
	人工海浜（人工磯を含む）
	陸閘・水門・閘門 樋門・樋管・排水機場

海岸所管省庁	凡 例
農林水産省（農村振興局）	
農林水産省（水産庁）	
国土交通省（河川局）	
国土交通省（港湾局）	

※河川農村共管は とした

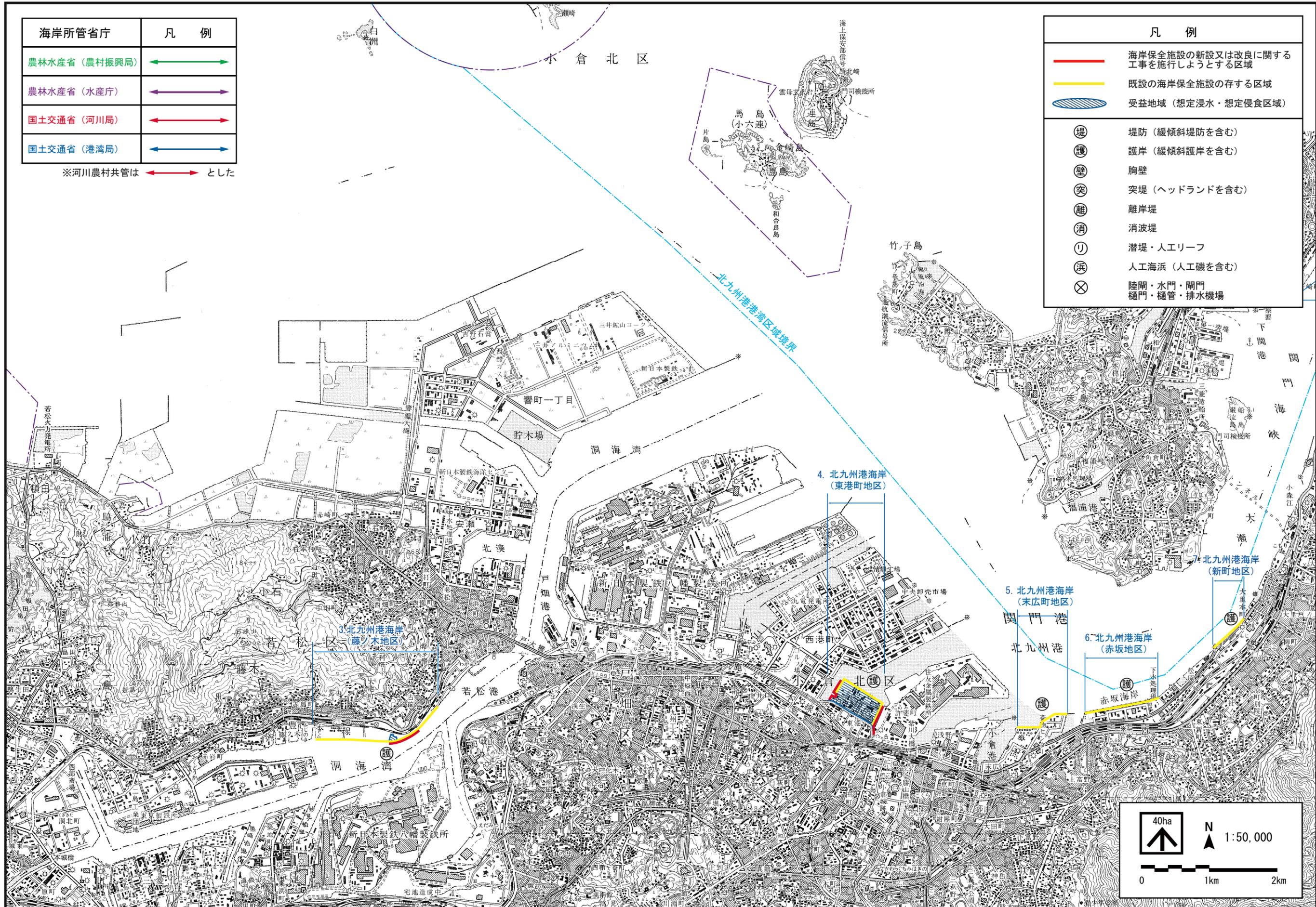


海岸保全施設の整備区域、種類、規模、配置及び受益の地域図：（福岡県 1/6）

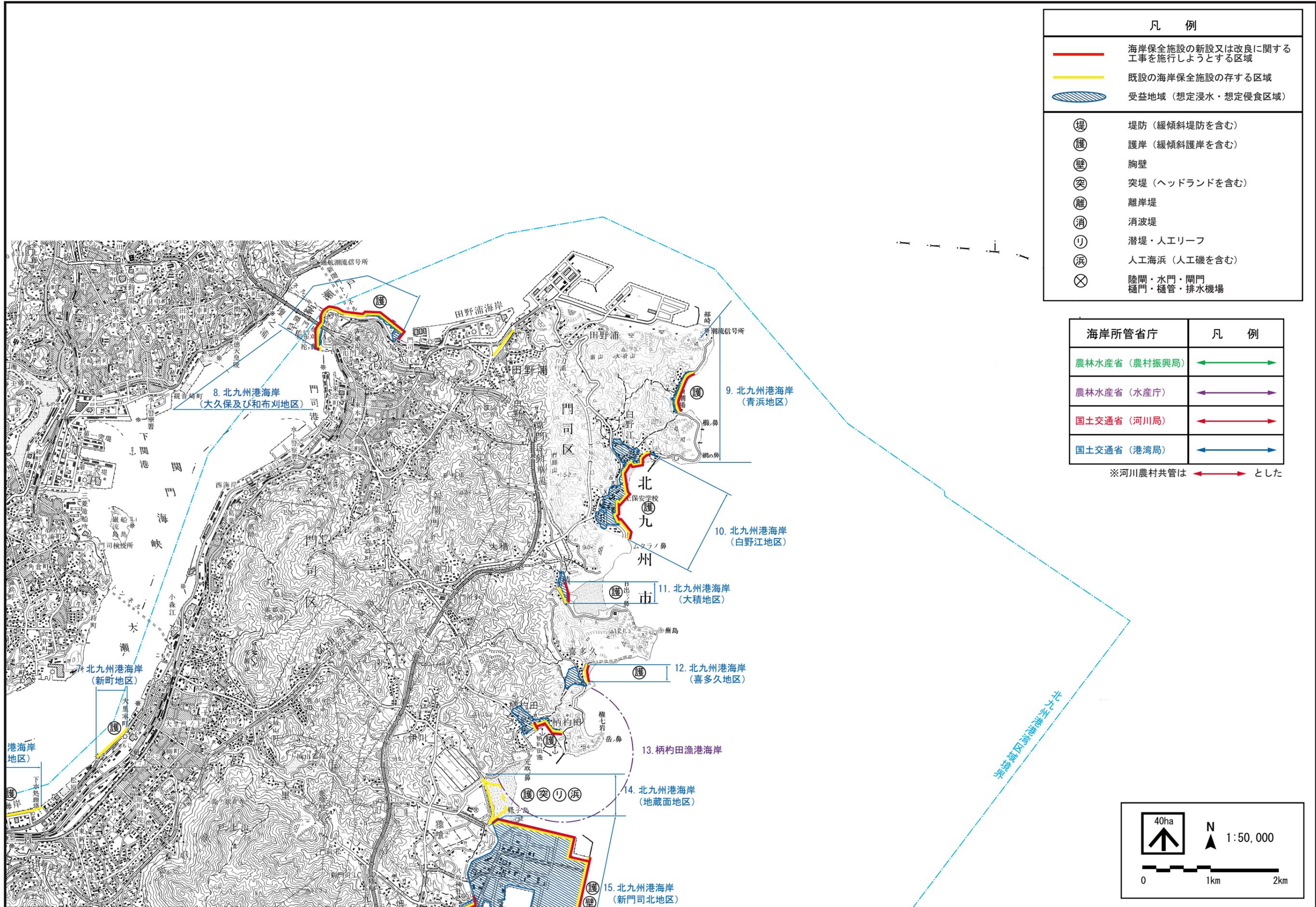
海岸所管省庁	凡例
農林水産省（農村振興局）	←→
農林水産省（水産庁）	←→
国土交通省（河川局）	←→
国土交通省（港湾局）	←→

※河川農村共管は ←→ とした

凡例	
	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	受益地域（想定浸水・想定侵食区域）
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	消波堤
	潜堤・人工リーフ
	人工海浜（人工磯を含む）
	陸閘・水門・閘門
	樋門・樋管・排水機場



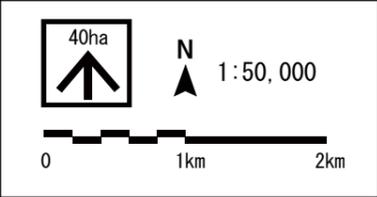
海岸保全施設の整備区域、種類、規模、配置及び受益の地域図：（福岡県 2/6）



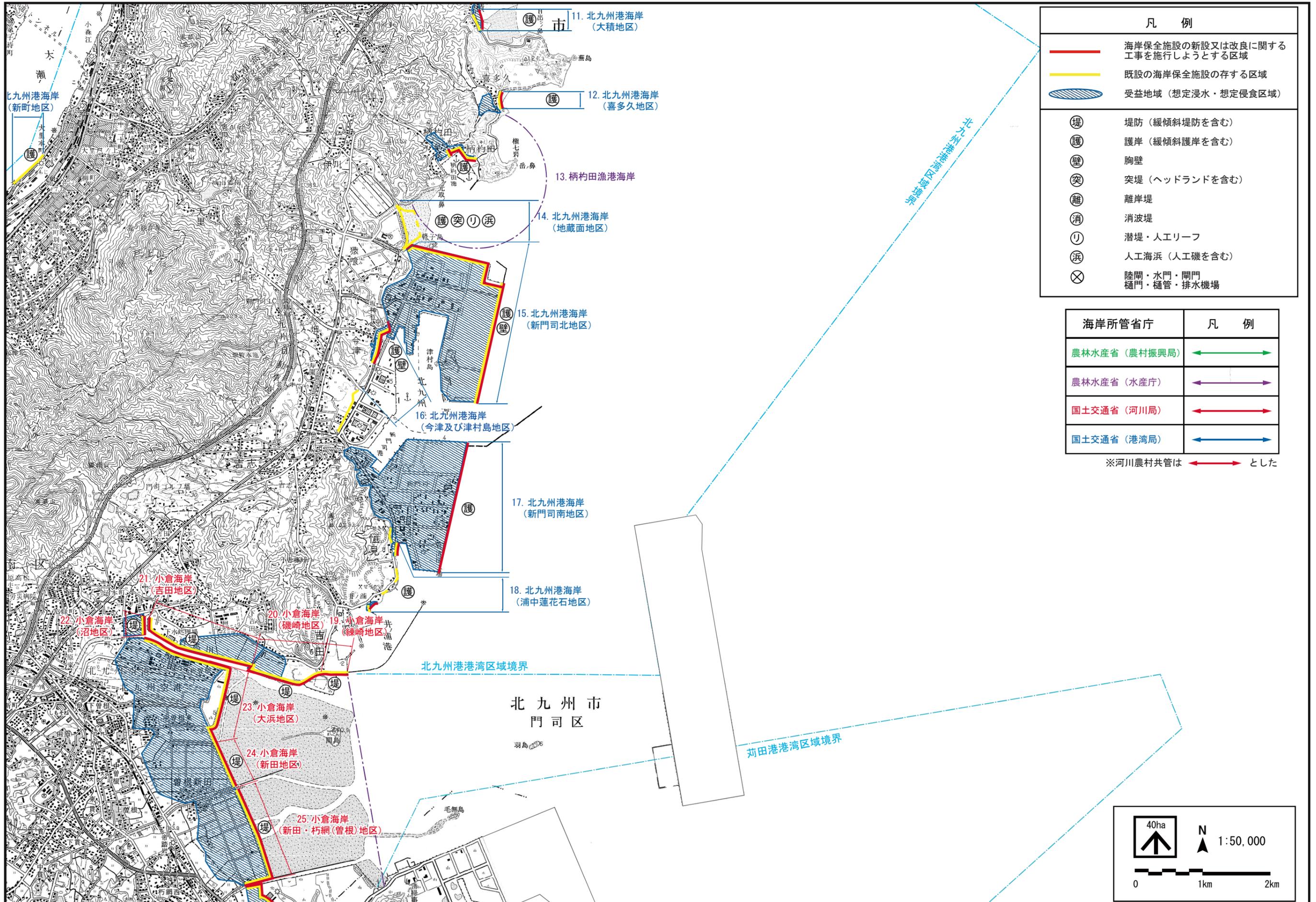
凡 例	
	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	受益地域（想定浸水・想定侵食区域）
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	消波堤
	潜堤・人工リーフ
	人工海浜（人工磯を含む）
	陸閘・水門・閘門 樋門・樋管・排水機場

海岸所管省庁	凡 例
農林水産省（農村振興局）	
農林水産省（水産庁）	
国土交通省（河川局）	
国土交通省（港湾局）	

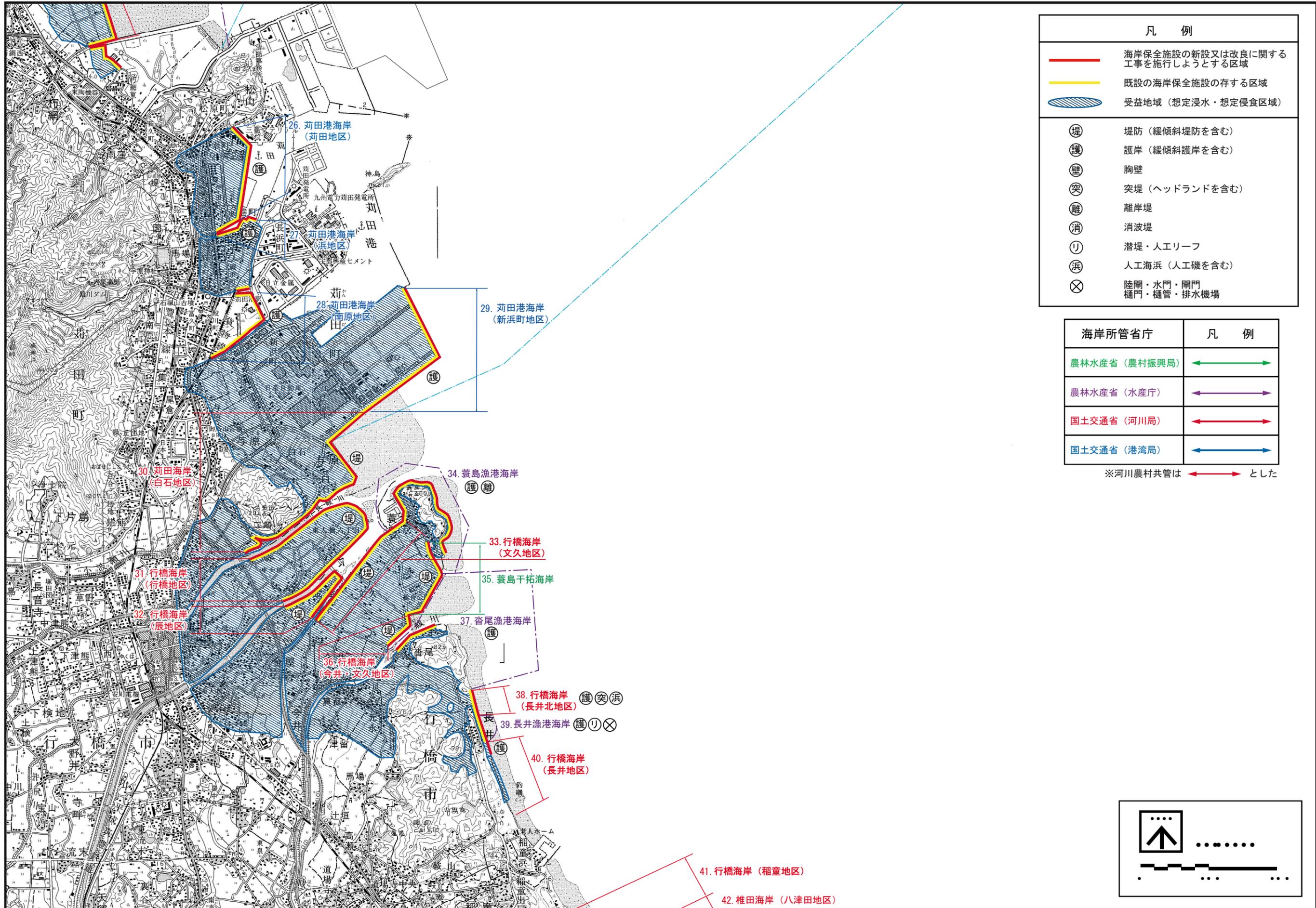
※河川農村共管は とした



海岸保全施設の整備区域、種類、規模、配置及び受益の地域図：（福岡県 3/6）



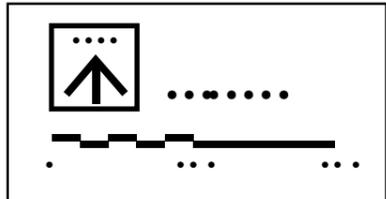
海岸保全施設の整備区域、種類、規模、配置及び受益の地域図：（福岡県 4/6）



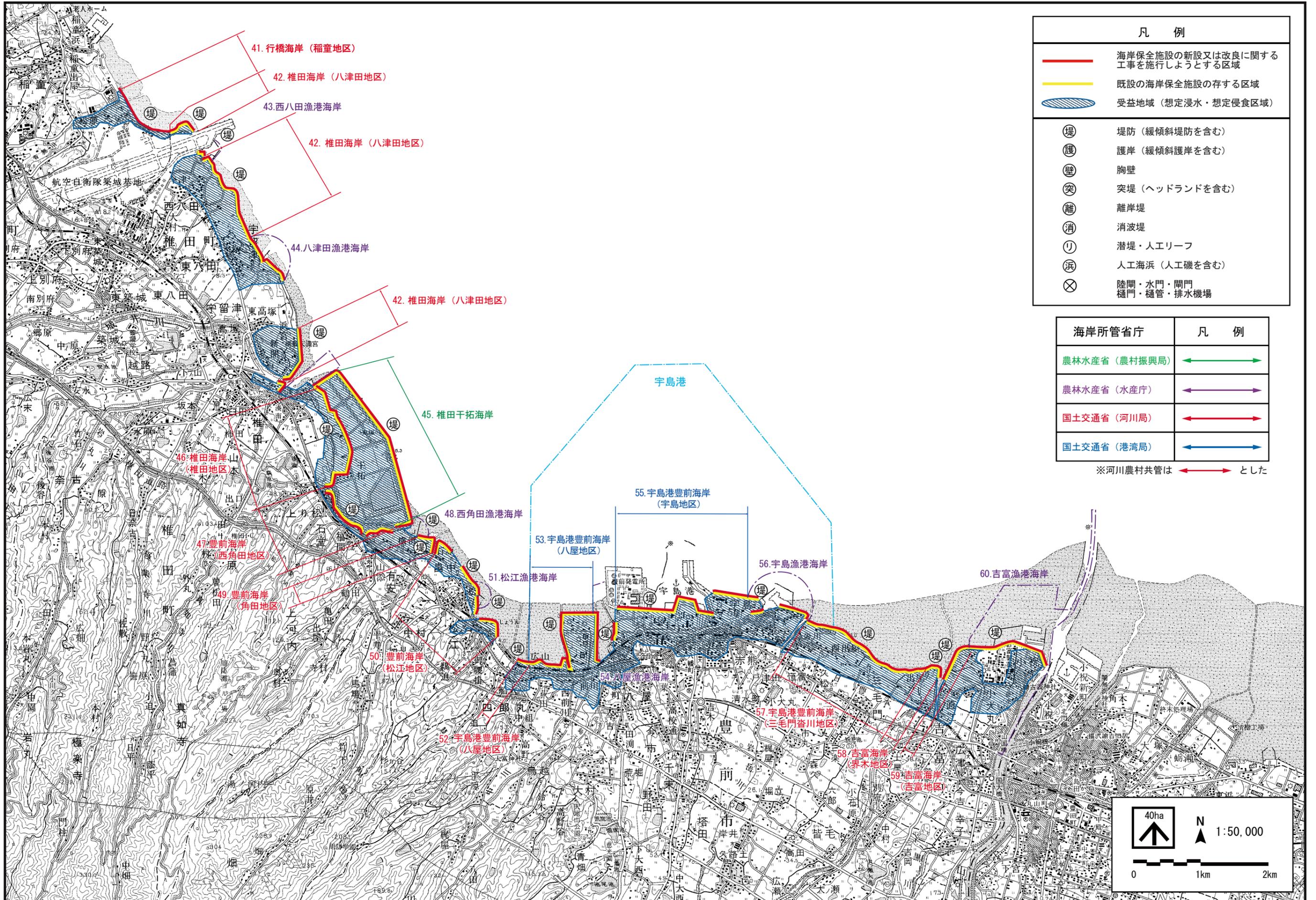
凡 例	
	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	受益地域（想定浸水・想定侵食区域）
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	消波堤
	潜堤・人工リーフ
	人工海浜（人工磯を含む）
	陸閘・水門・閘門 樋門・樋管・排水機場

海岸所管省庁	凡 例
農林水産省（農村振興局）	
農林水産省（水産庁）	
国土交通省（河川局）	
国土交通省（港湾局）	

※河川農村共管は とした



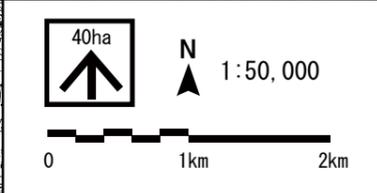
海岸保全施設の整備区域、種類、規模、配置及び受益の地域図：（福岡県 5/6）



凡 例	
	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	受益地域 (想定浸水・想定侵食区域)
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	消波堤
	潜堤・人工リーフ
	人工海浜 (人工磯を含む)
	陸門・水門・閘門
	樋門・樋管・排水機場

海岸所管省庁	凡 例
農林水産省 (農村振興局)	
農林水産省 (水産庁)	
国土交通省 (河川局)	
国土交通省 (港湾局)	

※河川農村共管は とした



海岸保全施設の整備区域、種類、規模、配置及び受益の地域図： (福岡県 6/6)